

第二十七回国会 参議院内閣委員会 議録第四号

昭和三十一年十一月七日(木曜日)午前
十時五十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤田 進君
理事 上原 正吉君
永岡 光治君
竹下 豊次君

委員 木村篤太郎君
迫水 久常君
苦米地義三君
松岡 平市君
伊藤 賢道君
千葉 信君
八木 幸吉君

政府委員

総理府総務長官 今松 治郎君
科学技術 吉田 萬次君
政務次官 原田 久君
科学技術庁 長官官房長 杉田正三郎君

説明員

科学技術庁原 子力局次長 法貴 四郎君
科学技術庁原 子力局アイソ トープ課長 鈴木 喜一君
科学技術庁放 射線医学総合 研究所長 樋口 助弘君

本日の会議に付した案件
○地方自治法第五十六條第六項の規
定に基き、放射線医学総合研究所の

第一部 内閣委員会會議録第四号

設置に關し承認を求めるの件(内閣
提出)

○一般職の職員の給与に關する法律の
一部を改正する法律案(内閣送付、
予備審査)

○委員長(藤田進君) これより内閣委
員会を開会いたします。

地方自治法第五十六條第六項の規
定に基き、放射線医学総合研究所の設
置に關し承認を求めるの件を議題にい
たします。

御質疑のおありの方は、順次御発言
をお願いします。

○千葉信君 提案理由を承ります
と、この最初の承認をされた場合の建
設用地の坪数と、今回移転されよう
と、新らしく承認を求めてきていて
千葉県の場合の敷地との関係が、非常
に数字が違つてきているのです。最初
は六万一千坪といたつたが、今
度は大体二万坪程度ということになつ
ておりますが、こういうふうには、敷地
が違つても差しつかえない格好でいけ
るかどうか。それから、こういう計画
を將來に對して持つていくという、そ
の点をこの際伺いたいと思ひます。

○説明員(鈴木喜一君) お答え申し上げ
ます。確かに、ただいま御質問あり
ましたように、東海村の場合は六万一
千坪ございまして、それで、今度の所
が二万坪というのがおかしいではない
かという、まことにその通りでござい
ますが、ただいまお配りしてございま
す、その拡大図でございまして、
と、地理調査所、その全体は八万坪ご
ざいます。ところが、その地理調査所
というの、世田谷区に新しい建物を
建てておりました、それができるに従
いまして逐次移転して、そこがすつか
りあふことになっておるのであります
が、現在、まだそこで業務をやつて
おるわけでございまして、それで、その
図面の右の方に建物がたくさんあるよ
うになっておりましたが、そこを使つて
やつておりました、現在あいておりま
すのは二万坪ございまして、それと
りあふすところは二万坪使ひまして、ま
あこちは、国会の御承認がございま
したならば、そこを使つて工事を始め
ておりました、地理調査所が完全に移
転しましたとは、でき得ればこちら
に全部譲つていただくということであ
はしてありますのでございまして、ま
だその地理調査所の移転が本年度い
か、あるいは明年にかかるとござい
ますから、そこまで完全な話がまだ
ついておりませんので、そういうよう
な見込みは十分あるものでございま
すけれども、とりあへずは、現在空いてお
る二万坪ということを出発いたそう、
こういうことでございまして。

○永岡光治君 この提案理由の説明に
おきまして、東海村では困るといふ原
因で、敷地の問題もさることながら、
付近に燃料公社と研究所があるが、
そのために、空気中の放射性物質濃度
が人体の許容量以下であるけれども、
本研究所の研究業務遂行のために重要
な支障を及ぼすおそれがあるという表
現を使つておられますが、私も、内

容を知りませんから、はあそうですか
ということになるのですが、これはど
ういうことですか、内容は。

○説明員(鈴木喜一君) 放射線を取り
扱つております原子力研究所あるいは
原子燃料公社という所から煙突あるい
は液体の形で、要らなくなりまして放
射能を帯びた廃棄物を捨てるというこ
とがあるわけでございまして、それが
うへへ捨てられまして放射性物質がど
のくらい、空気の方を例にとつて申し
上げますと、空気にあつてもいいか、
含まれていてもいいかという、最大
許容濃度と申しておりましたが、これ
は國際的に定められておりました、そ
れが捨てられます放射性物質の種類に
よつていろいろ違ひますけれども、平
均して申し上げますと、これはむずか
しい、めんどろな数字になります、十
のマイナス五乗マイクロキューリー・
パーCC、つまり一CCの空気の中に
十のマイナス五乗マイクロキューリー
まであつてもよろしいという、これ
が最大の許容濃度と申しておりました。
それでは、實際にはどれだけ捨てるよ
うに日本では定められるかと申します
と、原子力の規制法あるいは放射線障
害防止法という、前の通常国会で定め
られました法律がございまして、その
が、その法律で日本の場合は定めるわ
けですが、この最大許容濃度の十分の
一の値をとるといふことになりそう
でございます。といいますのは、放射線
審議会という特別の審議会がございま
して、そこで目下、日本の場合どうす

るかというところを、大勢の學者の方に
集まつていただきまして、審議の最中
でございまして、決定的なことを申し上
げられませんが、現在の段階では、國
際的に定めた最大許容濃度の十分の一
をとろうという空気になつておりま
す。そうしますと、最高十のマイナス
六乗マイクロキューリー・パーCCと
いうことになるわけであります。それ
がその形で煙突から出て参りますが、
煙突から出ますと、すぐたくさんあり
ます空気の中にそれがまじりますか
ら、それよりずっと薄まつて来るわけ
です。それで、原子力研究所の原子炉
あるいは原子燃料公社でいろいろとウ
ランからの精練をいたしますが、そう
いうところから捨てられるという廃
棄物が、一体どのくらいになるかとい
うことは、確實には申し上げられませ
んが、現在推算いたしますと、恐らく
十のマイナス九乗くらいになるだろ
う。そのマイナス九乗マイクロキュー
リー・パーCCになるだろうと推定さ
れておる。ですから、國際的に認めら
れた十のマイナス五乗から比べれば、
ずっと少いわけでありまして、もちろ
ん人体に何の心配もございませぬし、
それから、日本の法律で定められそう
な、十のマイナス六乗から比べると、
遠いわけでございますので、これはも
ちろん、人体に何の心配もございませ
ん。ただし、放射線医学総合研究所が
研究いたしますことは、いろいろな放
射線の人体に對する障害を研究するわ
けでございまして、その中で、人体

昭和三十一年十一月七日【参議院】

○伊藤彌道君 関連で、情勢の變化と
言われておりますけれどもね、燃料公
社や原子力研究所に近接すれば、必ず
そのウラン物質で支障を来すのであ
らうということは、あらかじめわか
らなかつたのですか。

になりましたので、原子力研究所だけでしたらそれほど支障はないと思われるわけなんですけれども、公社がすぐにもそばにやってきたということが問題の大きな変化でございます。

CH八木幸吉君 今 議題になっており
ます。放射線医学総合研究所の設置に
関し承認を求める提案理由を拝見いた
しますと、原子力の平和利用に伴う放
射線障害の防止対策が主たる目的に
なっておりますであります。これは、
事柄の性質上当然のことでございます
が、この本案に関連いたしまして、特
に政府に私何したいと思ひますのは、
核実験によって放出される放射能の影
響というところについて、日本國民は、
御承知の通り、非常に真摯に考へてお

利用に伴う放射線障害防止だけでなしに、ことに日本としては、広島、長崎と原爆の被害を受けたという唯一の国であるし、各国で原子兵器の実験を行なった場合に、気象上の関係で、日本が最も放射物質の被害を受けるプロバビリティーが多いわけでありますから、これを日本国全体として総合的に研究をしてもらいたいという気持はかねがね持っておりましてので、前国会でも、岸総理にもそのことを強くお願いしたのでありますが、ことにアメリカのリビー博士の核兵器実験の災害が少いといったような報告がアメリカの首脳部の頭を支配しておったという現状に對して、御承知の通り、この六月初めに、アメリカの議会でそれに対する

八木先生のおっしゃる通り、非常にこの問題は重大な問題であります。従つて、科学技術庁においても研究をすることに成つており、また將來も、これに対する相當な拡大した調査研究が進められることと存じます。しかし、現在におきましては、まだその緒について間もないことでもありますし、さらに、文部省においても研究しておりまして、多少は厚生省の方においてもこれが研究をせられておるようなわけでありますが、詳細は、アイソトープ課長からお答えすることにいたします。

○説明員(鈴木喜一君) 今の放射線医学総合研究所の敷地を御承認いただきまして、建築を始められまして、あそこが完成いたしますれば、この放射線の人体への影響といったような問題の研究の中心は、この放射線医学総合研究所になると思います。それがこの研究所の重大な使命の一つでございまして、現在までは、それではどうなっておるかと思しいますと、ただいま事務次官から申し上げます通りに、この研究所がまだ建設途中でございますので、従来は、文部省の方面で、本年度三千万円予算を取っておりますので、これに各大学の方に配付されまして、各大学で研究しております。それから、まあ厚生省は非常に少ないのでござい

〇八木幸吉君　今の御答弁を伺います
と、放射線医学総合研究所が将来放射
性物質の被害の研究の中心になる、こ
ういうお話であります。そこで、私
は、厚生省、農林省、運輸省、
まあ少し詳しく言えば、海上保
安庁、気象庁、予防衛生研究所、公衆

所、水産研究所、気象研究所、家畜衛生試験場、電気試験所、地質調査所、各大学研究機関、いろいろございますが、どうもこんなにはばらばらになつておる。わずかの予算をもつて、そうして思い思いにやつているということでは、とうてい総合的な大きな研究は私にできないのじゃないか。これがただ、原子力の平和利用のための被害の問題であれば、ゆつくりやればいいわけでございますけれども、この学術調査の基礎が、岸総理初め日本国民全部が非常な熱意を持つている核兵器実験禁止の科学的の裏付になるわけですから、こういったようなのきなことじゃ私はいかぬと思うのです。今も船舶のありました通り、文部省は三千万

ういゝういゝな疑問を起すのですがね。
その点は、何かさうしなければなら
ない理由があるのですか。

○政府委員(吉田萬次君) おそらく私は、これは放医研が併呑されてしまふものだと思います。燃料公社が併呑してしまふものだと思います。しかしながら、放医研といたしましても、研究室の一部分というものはあるいは将来必必要だと私は考えますによって、全面的

にということはどうかと思いますけれども、将来においては、公社の方にも併呑せられるものだと思うし、また公社へ譲るべき性質のものだと考えております。

○竹下豊次君　私の言うことは、さつぱりしろとで、わからないのですけれども、

れども、きわめてしろうと的の質間でありますけれども、総合研究所というものを一カ所に、今度の御計画の所にお集めになった方が都合がいいのか。あるいはこの燃料公社の付近に、またその分所みたいなものでも置いて、御研究になるのが都合がいいのかです。

ね。それもまあ私にはわからないわけなんです。

○政府委員(吉田萬次君)　もちろん、放医研の研究というものは、一カ所にすべきものであります。しかしながら、どういふふうなことが起きるかも

において、あるいは一部の研究所と
いうようなものが作られなければなら
ぬようになるかも知るわけであり
ます。しかしながら、それだけの大き
な土地というものに対しての考え方は
持っておりませんによって、当然これ

は燃料公社の方へ併吞せられてくるべ

は燃料公社の方へ併吞せられてくるべ

き運命のものかと存ずる次第でございます。

○竹下豊次君 御説明ですけれども、何かそこに、研究所の一部分でも残した方が都合がいいことが将来起るかもしれない。これはもう非常にばく然たることで、ね。そんなことで、国の財政上土地を遊ばせておくというふうなこともどうかという疑問も起るわけでありまして、それはそれとしまして、それは私はわかりませんから、それがいけないということまで言い切るまでにいきませんけれども、それにしても、三万一千坪という広い土地は要らないはずだ、今の御説明ですと。すると、そのうち一万坪、五千坪、三千坪とかいうものをリザーブしておかれれば、将来の備えに役に立つわけでありまして、あと二万何千坪というものを遊ばせておくというのは、何か公社の方だけぐまいことをして、政府の方は一体どうなるのだという疑問を抱くのです、事務的に考えまして。

○説明員(法貴四郎君) その土地の問題は、今、政務次官から大体お答えがございましたように、われわれとしては、放医研の移転問題が御承認が得られれば、はつきりさせるつもりであります。大体は、やはり公社に使用させるといふことでございまして、放医研の一部の研究が原子力研究所と直結したような問題はございますけれども、それはもう場所も要りませんから、そのうちの今お話のございましたごく一部を使うということはあり得るかもしれないけれども、大部分の土地は公社で活用してもらおうというこ

とで、具体的に進めたいというふうに考えております。

○竹下豊次君 そうすると、近い将来に、そういうふうなことに公社との話し合いをつけるというお見込みがあるわけでございますか。

○説明員(法貴四郎君) 至急、この問題が御承認を得られた際には、至急そういう話し合いを進めたいと存じております。

○竹下豊次君 現在の地理研究所、あそこを、さっきのお話では、将来ほとんど全部譲り受けができるのではなからうかというお見込みのようでありまして、万が一それができないような場合を心配しておられることはないんでしようね。そうすると、やはり今の所を譲っておかなければならぬという問題が起りはしないかという、そんな心配はないわけですか。

○説明員(法貴四郎君) そこまでは心配しておりません。何とか解決のいく問題であるというふうに考えております。

○竹下豊次君 私がお尋ねした意味はおわかりのようでありまして、できるだけお急ぎになることがいいのじゃないかと私は思います。

それから、もう一つお伺いしたいのは、燃料公社というものがどんな仕事をするのか、私などにはよくわからないうわけなんです。それで、方々探したけれども、なかなか土地が手に入らないから、この土地をというところになったのだというところでありまして、その方々手に入らない理由はどういうことなんですか。何だか、地方民がきらうとか何とか、そういうこともあることとなくですか。

○政府委員(吉田萬次君) それは、燃料公社というものは、東海村に近いところに、アメリカの進駐軍が演習している広大な土地があるのであります。そこが防衛庁その他の関係で譲り受けることができるといふような話でありましたから、そのために、その土地に燃料公社ができることになっております。まだ期限も相当遠いような関係になります。こちらへ来たわけでありまして、

○竹下豊次君 それが思うようにいかないというのには、

○政府委員(吉田萬次君) 解決がつかない。進駐軍の今の演習地を譲ってくれないというところにおいて、燃料公社の予定地というものができなくなつた。

○竹下豊次君 そうすると、燃料公社としては、そこが解決がなかなかうまくいかない。そうしたら、ほかの所にはお探しにならなかつたわけですね。

○政府委員(吉田萬次君) 大体がセンターを作るという関係で、そうしてなかなか思うように場所もありませんし、広大な地域を要するのであります。そういう関係上、なるべくは一カ所に持つていった方が都合がいいだろうというふうな点から考慮せられたこととであります。

○竹下豊次君 私も、かわる土地が、適当な所がみつかったということになりましたら、お移りになるのがよくないかと何かと、そんなことを言うわけじやございませぬけれども、燃料公社の仕事の性質が私自身によくわからなものですから、今のようなお尋ねをしているのですが、これは一体どう

いうことをやるのでございませうか。

○説明員(法貴四郎君) 燃料公社は、原子燃料の探査から製錬、将来は加工、それから扱いました燃料の再処理というものを一貫して燃料公社で扱うわけでございますが、さしあたり東海村でやることを予定しております。製錬と申しますのは、山元で鉱石を掘り出して、そうしてそれを大体原則的には山元である程度製錬をしまして、粗製練といまして、ウランの分離の相当多いものを作りまして、それを東海村に運びまして、その粗製練したものをから金属ウランを作るのをやるわけでございます。それを今の計画では、一日に三十キログラムぐらいの金属ウランを作る中間工場を至急作るというのを具体的に考えているわけでございます。それを本年度の予算で、本年度中に中間規模の工場を作りたいのでございまして、予算がございまして、今もうかかつているわけでございます。

それをほんとうにやりますと、やはりどうしても、先ほど次官からも御説明がございましたように、五、六万坪の土地が至急ほしいというところになります。できるだけ圧縮しまして、三万坪くらいで何とかやろうというのを一応考えたわけでございます。今度放医研がどけば、それが少しゆとり使えますので、六万坪ぐらいの土地でその製錬工場が一応完備される。中間工場でございますが、一応仕事ができるというようになります。その製錬工場を作りますのに、別段地元民等、先ほどちょっと御心配がございましたが、非常に問題にしたという事実は何らござい

ません。むしろ地元の方では、一つ早くやってもいいというふうな、非常に積極的な希望で、それで最初は、今の進駐軍の使っている場所をいろいろ考えたわけでございますけれども、どうしてもうまくいかないというところで、仕事は急ぎますし、場所がなかなかきまらないというところで困りました。放医研の場所に入り込むという結果でございます。

○竹下豊次君 地方民にきらわれるような心配の点はない性質のものなんでしょう。

○説明員(法貴四郎君) むしろ積極的に誘致運動があるくらいでございます。何しろそういう性質のものではないでございます。それからまた、大衆に危害を及ぼすような事態を引き起すおそれはないと存じます。

○八木幸吉君 もう一点だけちょっと伺いたのですが、灯台守、全国で約百八十カ所だと、家族を入れますと、千人近い人になるのではありませんか。雨水を飲料にしている者が、白血球が非常に少くなつて、放射線のつまり障害が起っているというふうなことをちょっと新聞で見たことがありますが、そういったことはどこでお調べになりますか。

○説明員(法貴四郎君) 灯台自体は海上保安庁に属しておりますので海上保安庁の方から出向いて調査をいたしております。それで私結論的なことはまだ聞いておりませんが、必ずしも全部が放射能の影響ではなくて、やはり離れた所におられるので栄養も片寄りますので、食事をその他いろいろ関係も随分あるのだということを聞いております。

○八木幸吉君 それはつまり管轄の省

庁の検査報告をおとりになるという程度であります。それともそういったようなことが新聞等の記事に出れば、医学総合研究所で直接だれかが行ってそれを調べるというふうな、直接的な研究をなさるといふような仕組みにはならぬのですか。

○説明員(鈴木喜一君) まあ直接はやはりその所管しております海上保安庁の方で調査するのが順でございますが、もちろん問題が大きいというふうなことで専門家を派遣してほしいという要請があれば放射線医学総合研究所から参りますし、あるいは放射線医学総合研究所がその研究の必要上調べてみたいということでありましたれば、海上保安庁と了解をとりつけた上で調査にも当然参る、こういう性質のものだと思います。

○八木幸吉君 私のお願するものは、そういったような事態が起れば、すぐ積極的にあなたの方から行って調べてもらいたいという、つまりあらゆる方面へ手を延ばして総合的に資料やデータをとつてもらいたいということをお願しておきます。

○委員長(藤田進君) これは茨城の予定地が今度移転されて千葉に行く場合、阿地元については何ら問題はないかどうか、念のために伺ひしておきます。

○政府委員(吉田高次君) まああれわれとしてはまず異存ないものと了承いたします。

○永岡光治君 いや、その点でいふそれは異論は、異論といえますか、ずいぶん誘致はしたようですね、地元としては。また持つて行かれる、そのあと燃料公社が来たという問題があった

にしても、何かちよつと問題があるように聞いている。それはいすれまたあとで確めることにいたしまして、ちよつとこの問題で今竹下委員から質問されたことについて、むしろ私はこの研究所の方の立場を考えてどうなつていくかということでも聞きたいわけですが、当初計画によりまして六万坪ばかり要するのだ、これは絶対必要なんだ、こういう主張だったのですか。ところが今度差し向き二万坪でいいのだ、あとはいつどの程度のものを建てるのか、しかもここへ移されたあとの残りの研究所は間違ひなくもえらるという保証は、どんな保証をされているか、それは明確にしておいてもらわぬと困ると思います、いい加減なものでは。

○政府委員(吉田高次君) 東海村の方は高層建築物はできません。しかし千葉県の方でしたら高層建築物ができるということもありますし、それに付近に政府のいわゆる国有地が相当ありまして、その方面へも進出することができるといふ可能性を持つておつて、そして千葉に移すことになった次第でございます。

○委員長(藤田進君) この前の茨城のときは高層建築を予定しなかつたのですか、それを今度高層建築に変えることになった。いろいろほかの理由は聞きました、それが、そういう地盤の関係ですね、それも大きな理由のように聞えるわけですが、その計画変更のあるなし、あるとすればどういふわけなのかお答えをいただきたい。

○説明員(鈴木喜一君) 東海村の方は御承知の方もあると思いますが、海岸でございますので砂地でございますが、丈夫な基礎の岩盤を得るまでには相当

深く掘らなければならぬ。ところが千葉の方は東京あたりとほとんど同じでございます、いわゆる関東ローム層という所でございますが、砂と適当な粘土質がまじつておりまして、東海村のようにもろい所ではないということでございます。それで現在のところその二万坪の所は完全にありておりまして、建設省それから大蔵省の管財局方面とも話がついておりますので、二万坪とわれわれ言つておるのでございますが、全体で八万坪ございまして残りの六万坪はどうなるかと言いますと、それは現在まだ地理調査所が使用しておりますこと、それが明年度にかかつて移転するのでございますが、そのあとをわれわれとしてはぜひほしいわけで、大蔵省の管財局も同情ある態度を示しておりますけれども、ほかの方からまだそういう所があくならほしいという人が実はあるのでございまして、完全に地理調査所がのいたあと全部こちらにいただけというところまでまだ話がついておりませんのでございしますが、それではまたはつきりしたことを申し上げられないのでございしますが、大蔵省の管財局の方としては相当理解を持つておりまして研究所の使用の重要性を認識しておりますので、何とかしようというぐらひの言葉だけではございしますが、その程度は言つてはいるわけでございます。そういう関係であります。

○委員長(藤田進君) 私が伺ひしたのは、先国会に科学技術庁設置法の一部を改正する法律案という形で、茨城にこれを設置するといふ資料をつけて承認を求めて見たわけですね。それは地盤が悪いという問題にぶつつかつてきた。とするならば非常にすんなり資料のもとに議会の承認を求められたと思うのです。高層建築がでないというところが発見された。しかしその当時高層建築の予定がなかつたが今度千葉の場合は高層建築をする、またそういう高層建築を必要とするという事情に設計上ならざるを得なくなつたのか、その点をお伺ひしたいのです。

○説明員(鈴木喜一君) 東海村のときは土地も広うございまして、地盤もそんなに関係ございまして、もう設計は当時もできておりましたが、全部平屋で一階建てでこのべつたらの設計でございまして。今度の方はまあ二万坪以上どうしても伸びられないということになれば、あるいは四階建て五階建てといふような相当高いものにいたしました。なんと全部の研究ができませんと思ひますが、稲毛の方は十分そういう高層建築ができる性質の土地でございます。

それから付属病院その他は三年後の明後年あたりの計画になっておりますので、付属病院を作りますればそれに伴つて看護婦の宿舎でございまして、いろいろな要るわけでございますが、そのころにはもう完全にあとの土地の問題も解決していると思われまして、そういう方面に充てる、そういう考へ方でございます。

○永岡光治君 それでは面積はこつちでは二万坪で狭くなつたから高層建築に変えたのであつて、もともと高層建築にしなければならぬといふ本質的な要求はなかつたのですか。そうですね。

○説明員(鈴木喜一君) さうでございます。だからどうも岩盤が弱いからこつちに変えたというふうな意向を聞いたのですがさうじゃないでしよう、今の説明を聞いてみると、そうしますとちよつとまたお尋ねするわけですが、六万坪の二万坪程度でいいんですか。それとお話を聞きますと何かちよつと大蔵省の方の話だけれども、はつきりいついかに聞けるといふ約束もしてない。しかも擴張する必要があるとすれば、政務次官のお話では他に近くに適当な土地もあるやうだからそつちの方も考えられるというお話だが、大へん敷地の問題についてはあやふやな不確定な状況ですね。そうなると思つて六万坪当初とつて至急に建てて研究しようといふことが、何か計画がふらふらしてきていつ幾日完成していくといふめどはこゝでつかないと思ひしければならぬのですが、その点はどうなつておるのですか。

○政府委員(吉田高次君) 大体千葉へ移転するということとは、先ほどの説明にありました通り、原因は放射能のちりの研究に波及するところのことを考慮したことがもとでありまして、敷地そのものだけを考慮したわけではございません。しかしながら二万坪といふもののぐらひになるとわかりませんが、まだ国有地としての相当広い面積、先ほど言つた通りの面積を持つておる。あるいは千葉の大学が運動場にしたいといふやうなふりものまで含まれておつて何もできておりません。従つて私は交渉をはつきりそこで大蔵省の方の了解を求めるという点を見越してのことで発言ができないから、さういふふりなことを申し上げるのであります。もう一つは、研究所として最

も重要な電気ガスその他水の関係が千葉の方が非常にいいし、排水の関係もまた考慮せんなりません、その点も非常に都合がよくできております。かような点が考慮せられて、ただ単に高層建築物によって変えるというだけでございせんから、御了承のほどをお願いしたいと思ひます。

○永岡光治君 将来の保証はどうなんですか、この土地の残りの。

○政府委員(吉田萬次君) 保証は先ほど申しました通りの……。

○永岡光治君 程度ですね。

○政府委員(吉田萬次君) 私は可能性ありと思つております。

○永岡光治君 可能性の程度でこれをいつ幾日までとはつきり約束はないのですね。文書による交換とかそういうようなものは。

○政府委員(吉田萬次君) それは現在土地がありましてこの際確言をすることはでき得ないと思ひます。

○竹下豐次君 私もその問題ですが、高層建築を何層にしなければならぬかという問題は土地の面積とやっぱり関係してくる。土地の問題が解決しなかつたら建築の設計ができないんじゃないか。一番悪い場合を予想すれば、こんなことはまあないと思ひますけれども、理屈だけを申しますと、二万坪の予定分これは確かだ、それが一万坪も五千坪もふえることができないというようにことも理屈としては言えると思ひます。実際はそんなことないわけでしょうけれども、広さがどのくらいいもえるかというところによって、建築をどうするかということがきまるんじゃないかと思ひますので、どうもやはりそれは早くおきめにならないといろいろな

ところ支障ができて、その方の研究がおくれるんじゃないか。先ほどから八木先生がたびたび言われるように一生懸命やらなければならぬ大事な問題が、そんな役所部内のことですからね、役所部内のことがいついつまでも解決していかないでおるといふことは、大へんな国民としては迷惑だと思ひます。これは水岡さんのお気持と同じような気持だろうと私は思つております。

○説明員(法費四郎君) その問題はなるべく早く解決するということですが、さしあたるのことは、先ほど所長から申し上げましたように三年計画で順次整備していくということになっておりますから、そのさしあたるの段階は二万坪あれば至急を要する業務はできるところという見通しでございます。ですからそれをやっております間に何とかもう少し拡張の余地を作りまして、そして整備したい。しかしそれもどうしても困難でやむを得ない場合は、高層建築にして何とかそこを切り抜ける、そういう大体の基本方針であります。

○委員長(藤田進君) 面地元の関係については若干注釈が入つて心配がなさそうなお説明ですが、私もまだ寡聞で実情をよく知らないもので、これを今明日に承認するかどうかを採決するとして、あとで問題が起ることは非常に困ることです、それからこうして二度目ですから、将来また何かの都合で変えるというやうなことも議会の権威として非常にまずいものですから、率直なところをお伺ひして

おきたいわけなんです。地元の関係ですね。

○政府委員(吉田萬次君) 地元の関係は今日においては十分御了承願ひするもの、という確信とまではいきませんが、けれどもそういうつもりでおります。

○委員長(藤田進君) 三十二年度予算、これについては執行状況はどうですか。途中で移転するということになつたために大部分が執行不可能になつたであらうと思はれるわけですが、建築その他設備と、それはあと四カ月はかりある今年度中に消化することができると、あるいは繰り越しの手続をおやりになるのか、その点はどうかお伺ひになりますか。

○説明員(法費四郎君) 目下稲毛の方に移り得た場合にどうなるかということ、具体的に相違進んでおりまして、東海村の方の計画もあつて、おつたのでございますが、稲毛の方の計画も進めておりますから、これは現在の予算は東海村に置くということと組んであるわけでございますが、それのある程度の変更をやることによりまして、本年度予算は本年度中に十分使ひ得る。そして千葉の方の工事も着手できる。これは工事費は多くは債務負担行為でございます。四億五千万円ほどが債務負担行為でございますから、本年度中に契約をなし得る見込みであるということでございます。

○委員長(藤田進君) 契約をせられても完成後に支払いをするということになれば、結局支払いだけは残るのじゃないですか。

○説明員(法費四郎君) ことしの現金予算は八千万円でございますから、こ

れはもう千葉に移りまして現在相当品物が買ひ込んでありますし、十分消化できると考えております。で工事の方は今申しましたように債務負担行為でございますから、本年度中に契約までに持ち込みまして、来年度でございませうに支払いたいと考えております。

○委員長(藤田進君) この設置場所が変ります場合に、予算的にはそのまま自動的にいきますか。財政法その他の関係から研究された結果はどうですか。予算的な関係において議会の何らかの措置を必要とするかしないか。

○説明員(法費四郎君) それは千葉に移ることによりまして、実質的には多少費用が少なくて済むというふうな事態が起るかもしれませんが、新たに予算を要求するといふふうなことは不必要と考へております。

○委員長(藤田進君) ここで変更の承認になれば、予算の方はそのまま自動的にいかにどうかというの、予算の説明等はこれは東海村に設置するということと何つていふところの、と

場所の問題、地方自治法云々で今承認を求めて見えておりますが、これ以外に接合が必要となるのではないかと、意味がわかりますか。

○説明員(鈴木喜一君) 財政法や何かに関係してそういう予算の変更届とかそういう措置が必要かという御質問だと思ひますが、そういう必要はないの

でございます。国会で御承認をいただければそれで千葉の方へそのまま予算を使つてかまわないということであり

○委員長(藤田進君) 今地方自治法第

百五十六条第六項の規定に基いて承認を求めて見えておるわけでありませう。だけれどもこの地方自治法の承認すべき規定がない場合を考えてみると、A地点に作るつもりで予算をとり議会で説明をし通過をしてゐるのに、実際にできたものはBかCの地点にできているということがちよつとどうもふに落ちないのです。その場合はやはり予算的にもそういう手続を必要とするのではないだろうか、私研究をしないで聞いているわけですから、それはもう一向に差しつかえないことですか。

○説明員(鈴木喜一君) 差しつかえありません。

○委員長(藤田進君) 速記をとめて。

○委員長(藤田進君) 速記をつけて下さい。

○委員長(藤田進君) 速記をつけて下さい。

○委員長(藤田進君) 速記をとめて。

○委員長(藤田進君) 速記をつけて下さい。

○委員長(藤田進君) 速記をとめて。

○委員長(藤田進君) 速記をつけて下さい。

○委員長(藤田進君) 速記をとめて。

○委員長(藤田進君) 速記をつけて下さい。

るとの結論に達した次第であります。
以上の理由により、国家公務員に対し十二月十五日に支給する期末手当の額を〇・一五月分増額することにしたしました。

なお本改正法律案により増額されることとなる部分の本年十二月における支給につきましては、昨年の例にならい、各庁の長が既定人件費の節約等によりまかない得る範囲内で定める割合により支給することといたしました。

以上が本法律案を提案する理由並びに内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(藤田進君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 速記を起して下さい。

○永岡光治君 資料を一つ要求しておきたいと思っております。午後の審議の参考に使いたいと思っております。結局これによりますと、既定の人件費の節約等によりということになっておりますね。そんなに余裕があるのかどうかわかりませんが明細を出してもらいたい。三十二年当初成立した人件費の各省庁別に、各費目別に、何人定員があつてその人件費はこうなつてゐる。

各明細の、ばく然としたものではなくて基本給が幾らでそれらの手当が幾ら、ずつとわかるように明細を出してもらいたいと思ひます。それから特に私は三十一年度とこれを比較したいと思ひますので、三十一年度の分もぜひお願いしたい。

○委員長(藤田進君) それから三十三年度予算に関連して職員定員の増という問題があつたと思ひますが、それ

と今要求にかかつてゐるものを出していただければいいと思ひます。

○政府委員(今松治郎君) 今のなんです、非常勤のあの問題です、あの問題は今行政管理庁で作業をしてゐる最中です。

○永岡光治君 それじゃなくて、今の関連ですがね、各省で三十三年度の予算要求をしてゐると思うのであります。その増員要求があると思うんですよ。その要求の資料を出してもらいたい、こういうことです、各省庁別に。

○政府委員(今松治郎君) これは御承知のように行管の方で定員関係はやつておりますから、行管と相談してやります。一般の人件費の問題は大蔵省の方とこれも相談して提出することにしたします。

○永岡光治君 出せるかどうかの資料を検討したいので、三十二年当初幾らで成立して今日までどういうふうに使つてゐるのか、そういう実情を知りたいわけです。それを三十一年度と比較したいわけです。

○委員長(藤田進君) ただいまの資料要求についてはその趣旨に沿つて一つ早く処理していただきたいと思ひます。

○政府委員(今松治郎君) できるだけ一つ直ちに提出いたします。それでその結果は委員長の方まで御報告いたします。

○永岡光治君 各委員の方に配付してもらいたい。

○委員長(藤田進君) 本日はこれにて散会いたします。
午後零時二十一分散会